

支援内容のお知らせ 豊頃町子育て支援センター

地域の子育て家庭における育児不安などについての相談指導、育児支援や子育てサークル活動を行う人の育成・支援等を行います。楽しい育児ができるように、子どもたちと育児中のお母さん、これからお母さんになる方を応援します。



子育て相談

子育てに関する不安や心配事など困ったときには、お気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士・支援センター指導員などが相談に応じます。

《相談時間》
月曜日～金曜日 (9:00～17:00)

一時保育

保護者が仕事や病院で通院、看病、リフレッシュ等により家庭でお子さんを見ることができない場合に一時的にお子さんを預かります。(有料)
《対象年齢》 満1歳から小学校就学前の町内に住所を有する健康な幼児

《開設日および保育時間》
月曜日～金曜日 (8:30～16:30)
土曜日 (8:30～12:00)

子育て情報の提供

わんぱく便りの発行。わんぱく広場の時間を利用して保健師・栄養士・歯科衛生士等の子育て講座・講演会などを開催します。

《講座開催》 年6回程度

のびのび広場

発達を促すために小集団で遊んだり、育児相談を実施します。

赤ちゃん広場

乳児(1歳6か月未満)を持つ親とその子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽におしゃべり出来る広場です。平成25年度より現在妊娠している方も対象になりました。是非、参加して下さい。

《開催時間》
年17回 10:00～12:00
(日程については広報にてその都度お知らせします。)

わんぱく広場

子育て中の親子が自由に遊び、交流を深める広場です。また、月1回、発育測定や離乳食教室や七夕まつりやクリスマス会など季節ごとに楽しいイベントも行っています。読み聞かせ、英会話、リサイクルの日なども実施しています。

《開催時間》
毎週木曜日 (10:00～12:00)

子育てサークル支援

自主的な子育てサークルのお手伝いをします。

親子交流室

親子や友達同士で気軽に遊べる部屋です。お茶の用意もしています。

《開放時間》
月曜日～金曜日
(9:00～12:00・13:00～16:00)

- ☑ 乳幼児およびその父母、または祖父母、養育者 現在妊娠中の方
- ☑ こどもプラザとよころ(わんぱく広場で月1回に行われる発育測定は保健センターで行います)
- ☑ 利用を希望する方は、支援センター備え付けの利用申込書を提出してください。

問合せ先 子育て支援センター ☎ (574) 3932

平成26年度 介護保険料額と納付方法のお知らせ

豊頃町の基準保険料額 月額 4,664 円

○あなたの介護保険料は？

基準保険料額をもとに、本人と世帯員の町民税の課税状況や本人の所得金額に応じて保険料が決定されます。平成26年度の保険料額は下記のとおり算出されます。

平成26年度 介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	月額 4,664 円	× 0.5	27,900 円 / 年
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が 80 万円以下の方		× 0.5	27,900 円 / 年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が 80 万円を超えて 120 万円以下の方		× 0.62	34,700 円 / 年
	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が 120 万円を超える方		× 0.75	41,900 円 / 年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が 80 万円以下の方		× 0.87	48,600 円 / 年
	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が 80 万円を超える方		× 1.0	55,900 円 / 年
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が 125 万円以下の方		× 1.12	62,600 円 / 年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が 125 万円を超えて 190 万円未満の方	× 1.25	69,900 円 / 年	
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が 190 万円以上の方	× 1.5	83,900 円 / 年	

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です(障害年金・遺族年金は含まれません)。
※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで

介護保険料の納付方法

<特別徴収と普通徴収>

年金が年額 18 万円以上の方は、保険料が年金から天引き(特別徴収)されます。
徴収額は、4・6・8 月には前年度 2 月(平成 26 年 2 月)の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め(仮徴収)、10・12・2 月は平成 26 年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。
また、年金が年額 18 万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます(普通徴収)。
普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。
納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

<こんな時は普通徴収になります>

年金が年額 18 万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

- ・年度途中で 65 歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・年金支給が一時差し止めになったとき
- ・前年度 2 月(平成 26 年 2 月)に保険料が天引きされていないとき など



問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

▼支援内容のお知らせ
豊頃町子育て支援センター

役場だより

▼平成26年度介護保険料額と納付方法のお知らせ

役場だより